

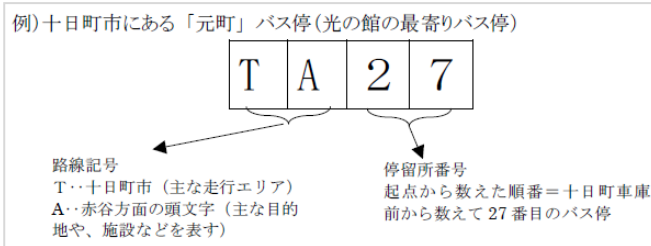
雪国観光圏の表記統一、文字・ピクト・色彩など幅広い観点で

案内サインや看板、ツール・地域でバラツキなく
観光資源に表記グレードを設定



新潟県、長野県、群馬県にまたがる魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、みなかみ町、栄村の7市町村で構成する雪国観光圏では、外国人観光客がストレスなく広域を移動できるような地域になることを目指して、案内看板、地図、ガイドブックなどでの「表記の統一」に取り組む、強制力や拘束力はないものの、バス事業者がルールを採用するなど成果を上げている。

きっかけは2010年、新潟県南魚沼地域における外国人観光客の受入態勢の整備を促進する目的で実施していた「外国人に魅力ある観光地づくり事業」において、外国語の案内看板を検討する中で、広域移動では看板だけでなく地図やガイドブックなどのツール（媒体）を超えて表記を統一する必要があることが確認されたこと。これを受け、12年3月に「国際観光に対応した案内サイン整備ルールブック」、路線別に英字2桁数字2桁の記号でバス停を表示する「バス停記号化マニュアル」などを策定、13年3月には各種案内サイン（表示）を作成する際の基準となる「雪国観光圏サイン整備等マニュアル」をまとめた。



バス停記号化例 ※「バス停記号化マニュアル」より抜粋

有識者の協力を得つつ、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団の標準案内用図記号を参考としたほか、ワークショップ形式でのシミュレーションや、外国人留学生の多い国際大学（南魚沼市）の学生へのヒアリングも行った。

策定した「表現ルール」は、文字のほか、ピクトグラム、色彩（イメージカラー）、圏域内で共通して使用するブランドマークを包含するもの。ルールの大きな柱は、①日本語表記とそれに対応する英語表記を統一すること、②日英2言語を基本とし多言語併記も認めること、③施設を28のカテゴリーに分けた上で対応するピクトグラムで表現すること（図参照）、④イメージ

【図】「標準案内用図記号」に加え独自に制定したピクトグラム6種

	ゴルフ場		スポーツ 体験施設		文化体験施設
	大地の芸術祭		登山・ トレッキング ルート		散歩・ ウォーキング

「実施方針と案内情報ルール」から抜粋

【表1】階層化の方針

		グレード1	グレード2	グレード3
必要なツール	現地の移動に	整備済み 又は 整備予定	一部整備済み 又は 一部整備予定	なし
	案内看板 ・歩行者用サイン ・徒歩圏マップ ・ウェブサイトの端末 (整備を推奨)			

【表2】広域的な取扱い

		グレード1	グレード2	グレード3
取扱い	広域マップ	掲載	掲載	なし
	ガイドブック	大きく掲載	中程度掲載	掲載
	ウェブサイト	大きく掲載	中程度掲載	掲載

「国際観光に対応した案内サイン整備ルールブック」から抜粋

カラー（色彩）を設定して統一感を出すこと、⑤バス停を記号化することの5つ。また、単に一律的なルールではなく、外国語表記の整備状況に応じて観光資源を3階層のグレードに分け、そのグレードごとにガイドブックなどにおける取扱レベルを設定するという現実的な工夫をしている（表参照）。

さらに、ルールの活用を促すため圏域内の観光資源・施設ごとの具体的な表記をデータベース化し、公式サイト（HP）で公開。「サイトに掲載された表記を参照元とすることで、ツールを超えて表記の統一が可能になる」と雪国観光圏ブランドマネージャーは話す。

「表記ルール」は7市町村の観光協会を中心に運用され、越後湯沢駅西口や松之山温泉組合での案内看板の整備に役立てられたほか、バス事業者によってバス停の記号化ルールが採用され、新潟県苗場山麓ジオパーク推進協議会でピクトグラムやデザインマニュアルが活用されている。

同観光圏における近年の平均入れ込み客数は1600万人（13年度）、うち外国人は約8万人に上る。すでに10年から導入していた滞在型観光に適した宿泊施設の設備やサービスを評価する品質認証制度に「表記ルール」を加え、さらなるインバウンド拡大に力を注ぐ。ブランドマネージャーは「今年度中に7市町村の観光協会のインバウンド施策を調査し、広域で取り組むべき施策を検討する予定」と話している。

雪国観光圏「表記ルールについて」

<http://snow-country.jp/?a=corp&page=3>

問い合わせ先

部署名：一般社団法人雪国観光圏

T E L：025-785-5222